

退職給付会計と企業行動

——会計基準変更時差異償却期間の選択を中心として——

挽 直 治

Accounting for Retirement Benefits and Practical Guidance for Accounting for Retirement Benefits in Japan are effective for fiscal years beginning after March 31, 2000. When corporation switches over to the new accounting standard for retirement benefits, one of the factors to be considered is the transition amount that will occur. To reduce the impact of the accounting changes brought about by the new standard, a phase-in period is established. After the transition amount is fully amortized, it no longer appears in retirement benefits expense. On the other hand the unamortized transition amount is not component of retirement benefits expense and the periodic amortization of it is component of retirement benefits expense. It is noted that the election of a year for amortization depends on the decision making for the employer. This paper examines how Japanese corporation has performed accounting activities concerning transition amount in the fiscal year ended March 31, 2001.

1 はじめに

1998年6月、企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準」（以下、「退職給付会計基準」と略記する）は、2000年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになり、2001年3月、企業は退職給付会計に関して、新基準適用後初の3月期決算の発表を行った。もっとも、会計基準の世界標準化を志向して公表された「退職給付会計基準」は、その適用が始まるまでの約2年間に企業の会計行動に対して、種々の経済的影響を及ぼしてきたといえる¹⁾。業績が比較的良好的な企業（経営者）は退職給付会計が会計実務に及ぼすブーメラン効果（情報インダクタンス）を把握することにより²⁾、それをコントロールする方策³⁾、例えば、退職給与引当金

繰入額の積み増し、年金基金への拠出額の増大、退職給付額の減額などの企業年金対策に積極的に取り組んできたのである⁴⁾。「隠れ年金債務」の顕在化は企業の収益力を圧迫するだけでなく、資本市場からの評価に影響を及ぼしかねないことが指摘されていた⁵⁾。

他方、業績の長期にわたる低迷により「退職給付会計基準」への移行が重荷になっている企業もある。「退職給付会計基準」への移行に伴い発生する会計基準変更時差異の会計処理、すなわち一括費用処理あるいは按分費用処理のいずれかの会計手続の選択次第によっては、企業業績が当期純利益から当期純損失の計上へ、あるいは逆に当期純損失から当期純利益の計上へ変動するほどその影響額は大きいものである。「当期は、連結、個別ともに経常利益、当期純利益において、前期を上回

*論文審査受付日：2001年9月4日。採用決定日：2003年1月27日（編集委員会）

り、2 期連続の黒字」になったことを発表している経営再建の途上にある企業、経営者の交代後急速に業績を回復したことを強調している企業等には、会計基準変更時差異の会計処理に特色を見出すことができる。

企業会計審議会はかかる影響を緩和させる方策として、会計基準変更時差異の償却期間を最長 15 年とし、しかも償却期間を経営者の自由裁量により決定し得ることとした。他方、日本公認会計士協会は産業界等からも意見を聴取した後、1999 年 9 月に「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(以下、「実務指針」と略記する)を発表し、その中で企業の退職給付信託の設定を容認する規定を設け年金資産の範囲を拡大するとともに、企業が会計基準変更時差異を速やかに費用処理することを想定しているともいえる。

本稿では、2001 年 3 月期決算において、大半の企業が数理計算上の差異の費用処理を翌期 2002 年 3 月期から行うことを選択したため、実質的に会計基準変更時差異の償却額(償却期間)の決定が企業業績に多大な影響を及ぼしたことを明らかにし、かかる影響を企業は将来的に持ち越さない回避型の会計手続の選択をしたのか、あるいは影響を分散する会計手続の選択をしたのかについて検討する。そこで、会計基準変更時差異の会計処理に焦点を当て、わが国の企業(東京証券取引所 1 部上場会社)は「退職給付会計基準」の適用による経済的影響を 2001 年 3 月期決算において、会計基準変更時差異の償却をとおしてどのような裁量行動を行使したかについて考察する。まず、検証すべき仮説を設定し、サンプルと調査方法を提示する。続いて調査結果について検討し、企業は「退職給付会計基準」の適用の初年度において、どのような会

計行動を取ったかについて、企業業績と関連づけて整理することにする。最後に残された課題について言及する。

2 会計基準変更時差異の会計処理

年金会計情報においては注記による開示事項が重要である。「退職給付会計基準」(六 注記事項)では、会計基準変更時差異に関しての注記事項として、会計基準変更時差異の未処理額・費用処理額、会計基準変更時差異の処理年数を記載することが求められており、遅延認識の結果発生する未認識額を把握することが可能である。会計基準変更時差異の定義およびその会計処理については、「実務指針」の中で次のように明記されている(第 42 項～第 43 項参照)。すなわち、会計基準変更時差異とは、未積立退職給付債務の額と従来の会計基準により計上されていた退職給与引当金等との差額として算定されるものであり、15 年以内の一定の年数(定額法)により、費用処理または費用の減額処理をしなければならない金額である。

アメリカの FAS 87 号「事業主の年金会計」においては、APB 意見書 8 号からの移行に伴う差額(transition amount)⁶⁾は、従業員の平均残存勤務期間内に均等に償却することを原則とし、平均残存勤務期間が 15 年未満の場合には、15 年の償却期間も認められている(par. 77)。会計基準の移行に伴い発生する差額の会計処理に関して、「退職給付会計基準」と FAS 87 号とを比較して相違がみられるのは、償却期間の決定にある。日本の場合、15 年以内の一定の償却期間を経営者が選択することが可能である一方で、アメリカの場合には、原則として平均残存勤務期間という

いわば経営者の裁量と関係が希薄な計算条件のもとで決定される。

企業会計審議会は、「退職給付会計基準」適用後の影響をすべて一時に処理することは、経営成績の期間比較を損ない、期間損益の歪曲を引き起こす恐れがあるという認識のもとで、遅延認識を容認している。したがって、従業員の平均残存勤務期間にかかわりなく、企業が会計基準変更時差異を2000年度決算において決定した償却期間内に継続的に費用処理することは、「退職給付会計基準」に準拠した会計処理である。注意すべきは会計基準変更時差異の会計処理は、償却期間、償却費用の損益計算書上への計上箇所、金額的重要性等の観点から、経営者の会計判断が要求されたということである。株主資本経常利益率、総資本利益率等財務比率に及ぼす影響を考慮して、一括費用処理するか、特別損益項目としての計上が認められる5年以内に処理（日本公認会計士協会、2000b参照）するか、あるいは5年超の期間にわたって、販売費および一般管理費として処理するかについての決定は、「退職給付会計基準」適用の初年度、期首における経営者の重要な意思決定となったといえる⁷⁾。

原則的に、会計基準変更時差異の償却期間は在職従業員の大量退職により、会計基準変更時差異の未処理残高が実態に合致しなくなった場合を除いて⁸⁾、償却期間は経済状況の変化、経営業績の良否等いかなる理由によっても、企業は変更してはならないと理解すべきである⁹⁾。しかしながら、企業が会計基準変更時差異の償却期間を変更した場合においては、監査人はその変更が正当な理由による変更であるか否かについて慎重に判断し、正当な理由による変更であるとの客観的判断

基準が見出せない場合においては、監査人の判断はきわめて重要性を増すものとなり、それは監査人の責任を伴うものとなる。

3 会計基準変更時差異の償却期間の選択

3-1 影響分散型と影響回避型

企業業績が悪化している企業、債権放棄を受けている企業は「退職給付会計基準」の適用による影響を将来的に分散することを選択すると考えられる。さらなる業績悪化を発表することにより、株価形成への影響を恐れることである。会計基準変更時差異を按分費用処理することを選択した企業は影響分散型と位置付けることができよう。他方、企業業績が良好もしくは財政的基盤が堅固な企業は「退職給付会計基準」の適用による将来的な影響を回避するために未積立退職給付債務の圧縮を計画的に経営方針、経営理念の観点から実行してきたといえる。会計基準変更時差異の一括費用処理を選択した企業は影響回避型と位置付けることができよう。第1の仮説として、当期純損失を計上するか、あるいは当期純損失の額が拡大することの予想される企業では、会計基準変更時差異の会計処理として按分費用処理を選択し、影響分散型の会計手続選択をする。当期純損失にならず当期純利益を計上することが予想される企業では、会計基準変更時差異の会計処理として一括費用処理を選択し、影響回避型の会計手続選択をする。

分析対象を次のように場合分けを行い(X, Y, Z, A, B, C)、「退職給付会計基準」の注記事項をもとに検証することにする。なお、企業業績と「退職給付会計基準」との観点か

ら説明を追加するならば、Z と C はともに新基準適用後も当期純利益を維持している企業である。また、Y と B はともに新基準適用の影響にかかわりなく、当期純損失を計上した企業である。X と A は償却期間を経営者が選択することにより、当期純利益あるいは当期純損失を計上する裁量が与えられていた企業といえる。

- X 按分費用処理をしているが、仮に一括費用処理を選択する場合、当期純利益から当期純損失に転換する企業
- Y 按分費用処理をしているが、仮に一括費用処理を選択する場合、当期純損失の額が拡大する企業
- Z 按分費用処理をしているが、仮に一括費用処理を選択する場合、当期純利益の額が縮小する企業
- A 一括費用処理をしているが、仮に按分費用処理を選択する場合、当期純損失から当純利益に転換する企業
- B 一括費用処理をしているが、仮に按分費用処理を選択する場合、当期純損失の額が縮小する企業
- C 一括費用処理をしているが、仮に按分費用処理を選択する場合、当期純利益の額が拡大する企業

3-2 サンプルの選択と調査結果

2001 年 3 月期決算において、東京証券取引所 1 部上場会社（金融・保険会社、FAS 87 号適用会社を除く）のうち、紙媒体により有価証券報告書を提出した会社 884 社、EDINET 開示企業 186 社の合計 1,070 社を集計対象とした結果、①「退職給付会計基準」を適用していないことを有価証券報告書に明記している企業が 7 社、②「退職給付会計基準」を適用していることを有価証券報告書に明記している企業が 1,063 社（複数事業主制度のみを採用している企業 2 社を含む）であった。複数事業主制度のみを採用している企業を除く 1,061 社の内訳は図表 1 のとおりである。分析対象として会計基準変更時差異がプラスの企業（簡便法適用企業を除く）936 社を選択した。

なお、2001 年 7 月 19 日時点において、東京証券取引所 1 部上場会社のうち 306 社が EDINET により、2001 年 3 月期決算の有価証券報告書を提出している。EDINET により開示している企業の退職給付会計についての注記事項を一部把握することができなかったが、財務省が発行している有価証券報告書総覧より EDINET 開示企業についても退職給付会計についての注記事項を入手することが可能であったことから、集計対象として 186

図表 1 会計基準変更時差異の情報開示

会計基準変更時差異が発生しなかったことを有価証券報告書に明記している企業（簡便法を適用している小規模企業 6 社を含む）	42 社
会計基準変更時差異が発生しなかったことを有価証券報告書に明記していない企業（簡便法を適用している小規模企業および退職一時金制度のみを採用している企業 3 社を含む）	6 社
会計基準変更時差異がマイナスの企業 （簡便法を適用している小規模企業 3 社を含む）	72 社
会計基準変更時差異がプラスの企業 （簡便法を適用している小規模企業 5 社を含む）	941 社

社（金融・保険会社、FAS 87号適用会社を除く）を加えている。

図表1の中で、会計基準変更時差異がマイナスの企業（簡便法適用会社を除く）69社の会計処理は、特別利益の計上が45社、退職給付費用の減額処理が22社、営業外収益の計上が2社であった。なお、会計基準変更時差異が発生しなかったことを有価証券報告書に明記している企業、会計基準変更時差異が発生しなかったことを有価証券報告書に明記していない企業、会計基準変更時差異がマイナスの企業に関しては、本節3で検討する。

図表2は企業の業種別に会計基準変更時差異に関しての会計手続選択の結果をX、Y、Z、A、B、Cごとに企業数を示したものである。集計を行う際、有価証券報告書提出会社と子会社の会計基準変更時差異の償却期間が異なっている企業が散見された。例えば、「一括費用処理（一部の連結子会社では、5年）」、「10年（一部の連結子会社では、当連結会計年度に一括費用処理）」と記載されている場合には、未認識会計基準変更時差異の残高が存在する限り、当該会計処理を一括費用処理したものとみなしていない。

図表2は仮に会計基準変更時差異を一括費用処理したならば、247社（26.39%）の企業（X）が当期純損失を計上すること、135社（14.42%）の企業（Y）が当期純損失の額が拡大することになったことを示すものである。業種別の分析を行うならば、X、Yの両方において会計基準変更時差異の平均償却期間が総平均償却期間を超えた業種は、水産・鉱業、建設、金属製品、機械であった。実際に一括費用処理をして当期純損失を計上するか（A）、あるいは当期純損失の額が拡大した企業数（B）は合計117社（12.5%）であり、当期純損失を計

上するか、あるいは当期純損失の額が拡大することの予想される企業のほうが会計基準変更時差異の会計処理として按分費用処理を選択したことが判明した。業績の良好でない企業の多くが「退職給付会計基準」適用による影響を分散するために会計基準変更時差異の償却年数を選択したことを意味している（図表3参照）。

仮に按分費用処理ではなく一括費用処理を選択した場合、当期純利益を維持できる企業は109社であり、その平均償却期間は6.4年であることから、業績の良好でない企業（X、Y）の平均償却期間よりも短期間であることが判明した。また、実際に一括費用処理を選択し当期純利益を維持し得る企業（C）328社（35.04%）は、あえて償却期間を長期間にする選択（C→Z）をしなかったこと、影響回避型の会計手続選択をすることが判明した。業種別の分析を行うならば、一括費用処理を行い当期純利益を維持している割合が多い業種は、薬品、不動産、倉庫・通信、電力・ガス、サービスであった。

仮に一括費用処理を行っても当期純利益を維持し得る企業（Z）、実際に一括費用処理を行った結果、当期純損失を計上した企業（A、B）については、企業業績だけではなく、退職給付制度に関しての取り組み方・経営方針が大きく関与していると考えられる。

また、図表3が示すように会計基準変更時差異の償却期間として、特別損益項目としての計上が認められる5年以内の選択をした企業数は658社（70.3%）であることから、残りの278社の企業では5年超の期間にわたって、退職給付制度の変更を行わない限り、未認識会計基準変更時差異がオフバランスされることを意味している。

図表 2 按分費用処理, 一括費用処理の選択企業数

業種 (企業数)	按分費用処理の企業数 [平均償却期間]						一括費用処理の企業数		
	X		Y		Z		A	B	C
水産・鉱業(11)	4	[10.75]	4	[12.0]	1	[5.0]	0	0	2
建設(95)	28	[12.8]	15	[12.3]	5	[7.6]	16	6	25
食品(42)	14	[9.8]	5	[8.2]	3	[4.3]	0	1	19
繊維(36)	10	[9.6]	10	[12.3]	1	[2.0]	3	1	11
パルプ・紙(14)	7	[6.7]	3	[10.7]	2	[3.5]	0	0	2
化学(75)	21	[9.2]	9	[11.4]	7	[5.4]	7	0	31
薬品(48)	7	[13.3]	3	[8.3]	7	[5.6]	2	3	26
石油・ゴム(14)	7	[5.7]	0	[-]	1	[10.0]	1	0	5
窯業(18)	3	[10.0]	2	[12.5]	2	[10.0]	3	0	8
鉄鋼(30)	8	[7.6]	9	[8.1]	4	[7.5]	3	1	5
非鉄金属(22)	8	[8.1]	3	[6.7]	4	[5.0]	2	0	5
金属製品(17)	5	[10.6]	1	[15.0]	1	[10.0]	1	1	8
機械(87)	23	[11.8]	16	[11.8]	11	[4.7]	8	1	28
電機(104)	31	[11.2]	15	[8.8]	16	[7.0]	13	1	28
輸送用機器(49)	22	[9.9]	8	[9.4]	2	[4.0]	6	2	9
精密機器(19)	2	[10.0]	4	[11.8]	5	[6.4]	3	2	3
その他製造業(34)	6	[10.0]	5	[5.0]	5	[6.8]	3	2	13
卸売業(64)	13	[9.8]	12	[12.4]	10	[5.6]	2	0	27
小売業(22)*	2	[9.0]	3	[12.3]	4	[7.0]	2	0	11
証券(9)	2	[10.0]	0	[-]	3	[11.7]	0	0	4
不動産(14)	4	[12.5]	0	[-]	1	[3.0]	0	2	7
陸運(31)	11	[9.6]	4	[12.5]	1	[3.0]	10	0	5
海運・空運(10)	4	[9.8]	1	[7.0]	1	[5.0]	1	0	3
倉庫・通信(16)	2	[15.0]	0	[-]	0	[-]	4	0	10
電力・ガス(14)	1	[15.0]	0	[-]	1	[3.0]	0	0	12
サービス(41)	2	[5.0]	3	[7.7]	11	[8.7]	2	2	21
合計 936社	247社		135社		109社		92社	25社	328社
平均償却期間	[10.3年]		[10.5年]		[6.4年]		一括	一括	一括
標準偏差	4.66		4.70		4.29		0.00	0.00	0.00
100%	26.39%		14.42%		11.65%		9.83%	2.67%	35.04%

*小売業は決算期が2月に集中しているため、少なくなっている。

図表3 会計基準変更時差異の償却期間

一括償却	445社	(47.5%)
2~4年	60社	(6.4%)
5年	153社	(16.4%)
6~9年	18社	(1.9%)
10年	56社	(6.0%)
11~14年	10社	(1.1%)
15年	194社	(20.7%)
計	936社	(100.0%)

3-3 会計基準変更時差異の特殊例

「退職給付会計基準」(前文五2)、「実務指針」(第43項)においては、会計基準変更時差異の費用処理が前提とされた解説がなされている。わが国では稀なケースであるといえるであろうが¹⁰⁾、会計基準変更時差異がマイナスになることもある。1例をあげるならば、年金資産の公正な評価額が退職給付債務額を超過している場合には、マイナスとなり、その金額は15年以内の一定の年数にわたって退職給付費用から控除されるのが原則的な会計処理である¹¹⁾。この場合にも償却期間は経営者の自由裁量により決定し得ることになる。

ところが、問題となるのは、退職給付制度を縮小あるいは清算した場合の会計処理である¹²⁾。かかる会計処理は過去勤務債務の費用処理との首尾一貫性を保つためにも「退職給付会計基準」(一5)に規定されている「費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。」が適用されるか否かが焦点になっていたと考えられる。

すでに述べたように、会計基準変更時差異の費用処理の場合には、5年を境界線として特別損失あるいは販売費および一般管理費に

計上されることから、費用減額処理、利益計上処理の場合にもそれが準用されるかが興味深いところであった。

筆者が調べた限りでは、一括して特別利益に計上する企業、5年を超える期間にわたって、費用の減額処理をする企業が多かった(次頁参照)。

4 退職給付信託に関する意思決定行動

日本公認会計士協会(1999)は「退職給付会計基準」の適用初年度において、6ヶ月経過日前に行われる信託設定に関しては、退職給付信託への拠出額と同額を期首日における会計基準変更時差異の償却費用に充てることを経過措置として認めている。この規定の本来の目的は、会計基準変更時差異の費用処理を企業が速やかに行い得るようにしたものであるが(第47項参照)、産業界からの要望であった持ち合い株式の信託設定を可能なものとした¹³⁾。

果たして企業は退職給付信託を設定し、会計基準変更時差異の一括費用処理または償却期間を短縮する会計手続選択を行ったのであろうか。あるいは信託設定を行ったものの、短期の償却期間を選択せずにあくまでも影響を分散させる会計手続選択を行ったのであろうか。そこで、以上のことを検証するために第3節で利用したサンプルのうち、信託設定企業に限定して新たに会計基準変更時差異の会計手続選択(X, Y, Z, A, B, C)および業種別の会計基準変更時差異の償却期間を整理すると、図表4に示すように242社であった。また、図表2と図表4より、信託設定割合を算出すると図表5のようになる。

2001年 3 月期決算において会計基準変更時差異がプラス以外の企業例

「退職給付会計基準」を適用していないことを有価証券報告書に明記している企業	2 社
大阪機工, シャープ	
「退職給付会計基準」を適用していることを有価証券報告書に明記していない企業および監査報告書上「退職給付会計基準」準拠の旨の記載がない企業	5 社
ヤマト (旧大和設備工事), 安川電機, キーエンス, ワタミフードサービス, グルメ杵屋	
会計基準変更時差異が発生しなかったことを有価証券報告書に明記している企業(簡便法*を適用している小規模企業 3 社および退職一時金制度のみを採用している企業 1 社を含む)	38社
三晃金属工業, 朝日工業社, 増田製粉所, ワールド, 高圧ガス工業, 藤沢薬品工業, 参天製薬, 小林製薬, 石塚硝子, 第一セメント*, TYK, 北海製罐, 松尾橋梁, 三和シャッター工業, 日機装, SANKYO, シルバー精工, 三桜工業, ホシデン, 図研, 双葉電子工業, NOK, カルソニックカンセイ, ヨロズ, モリテックス, リズム時計工業, タカラ, ニフコ, サンリオ, 大和証券グループ本社, 野村証券, つばさ証券, 空港施設*, ジョイント・コーポレーション*, ケイヒン, JSAT, フォーバルテレコム*, 葵プロモーション	
会計基準変更時差異が発生しなかったことを有価証券報告書に明記していない企業(簡便法*を適用し退職一時金制度のみを採用している企業 1 社および実務指針第33項適用の企業 1 社を含む)	5 社
トステム, ぷらっとホーム*, シャディ*, 平和不動産, インプレス	
会計基準変更時差異がマイナスの企業 (簡便法*を適用している企業 1 社を含む)	69社
ナカノコーポレーション, 奥村組, 東亜道路工業, 前田道路, 日本道路, コミュニチュア(近畿通信建設), ユアテック, 関電工, 日本工営, 中央ビルト工業, 日比谷総合設備, 新三井製糖, 雪印乳業, ホギメディカル, 日本カーリット, 日本精化, ソフト99コーポレーション, 山之内製薬, テルモ, ラウンドワン, 日立ビジネスソリューション, ファンケル, ニチレキ, TOTO, 東京製鐵, 丸一鋼管, 旭テック, 志村化工, 文化シャッター, ネットレン, アマダマシニックス, アマダ, 東芝タンガロイ, サトー, TOWA, 新東工業, CKD, マックス, マスプロ電工, 九州松下電器, アルパイン, アドバンテスト, メガチップス, デンセイ・ラムダ, いすゞ自動車, 愛知機械工業, 豊田合成, 伯東, クラヤ三星堂, アドヴァン, ソキア, 旭光学工業, ツツミ, パラマウントベッド, パンダイ, 武藤工業, ニチモウ, ソーダニッカ, Mr Max, アオキインターナショナル, 東海東京証券, 光世証券, 丸全昭和運輸, 住友倉庫, 日本テレビ放送網, NTT データ, スクウェア, 吉本興業*, 日立ソフトウェアエンジニアリング	

(注) 企業の配列は証券コード順である。

第 2 の仮説として、企業は信託設定を行うことにより、会計基準変更時差異の償却期間の短縮を図る、あるいは一括費用処理を行う。

一括費用処理を選択しなかった影響分散型の企業 (491 社) のうち、98 社 (19.96%) が信託設定を行い、その企業割合は Z, Y, X の順に多くなっており、業績が良好な企業では比較的設定割合が少なくなっていることが判明する(17.4%)。他方、一括費用処理を行っ

た影響回避型の企業のうち、業績が良好な企業では、30%超の割合で信託設定を行っており、特にすべての企業の中で設定割合が高かった A では、40%近い企業が保有株式の信託設定を行い、一括費用処理の会計手続の選択をしたことになる。業種別にみるならば、窯業、陸運、鉄鋼の企業が信託設定を行った割合が高い。

また、一括費用処理を選択しなかった企業

退職給付会計と企業行動

図表 4 会計基準変更時差異に関する会計手続選択と退職給付信託の設定企業数

業種 (企業数)	按分費用処理の企業数 [平均償却期間]			一括費用処理の企業数		
	X	Y	Z	A	B	C
水産・鉱業(1)	0 [-]	0 [-]	0 [-]	0	0	1
建設(18)	5 [11.6]	0 [-]	1 [3.0]	4	0	8
食品(12)	3 [6.7]	0 [-]	1 [5.0]	0	0	8
繊維(8)	0 [-]	1 [5.0]	0 [-]	0	1	6
パルプ・紙(3)	3 [6.7]	0 [-]	0 [-]	0	0	0
化学(25)	7 [7.3]	0 [-]	2 [5.0]	2	0	14
薬品(12)	1 [15.0]	1 [15.0]	2 [5.0]	0	0	8
石油・ゴム(6)	4 [4.5]	0 [-]	0 [-]	0	0	2
窯業(11)	1 [10.0]	1 [10.0]	1 [-]	2	0	6
鉄鋼(15)	4 [5.3]	4 [5.8]	2 [5.0]	1	0	4
非鉄金属(9)	2 [5.0]	1 [5.0]	1 [5.0]	2	0	3
金属製品(4)	0 [-]	0 [-]	0 [-]	1	0	3
機械(15)	2 [6.5]	5 [8.6]	0 [-]	4	0	4
電機(25)	7 [7.1]	3 [5.0]	3 [4.3]	4	0	8
輸送用機器(17)	4 [9.5]	3 [7.3]	0 [-]	2	0	8
精密機器(5)	1 [5.0]	1 [7.0]	1 [2.0]	1	0	1
その他製造業(9)	0 [-]	1 [5.0]	1 [5.0]	2	0	5
卸売業(10)	1 [5.0]	0 [-]	0 [-]	1	0	8
小売業(3)	0 [-]	0 [-]	0 [-]	1	0	2
証券(0)	0 [-]	0 [-]	0 [-]	0	0	0
不動産(1)	0 [-]	0 [-]	0 [-]	0	0	1
陸運(18)	8 [8.8]	4 [11.3]	1 [3.0]	5	0	0
海運・空運(3)	1 [15.0]	0 [-]	0 [-]	0	0	2
倉庫・通信(4)	0 [-]	0 [-]	0 [-]	3	0	1
電力・ガス(1)	0 [-]	0 [-]	1 [3.0]	0	0	0
サービス(7)	0 [-]	0 [-]	2 [15.0]	0	1	4
合計 242社	54社	25社	19社	35社	2社	107社
平均償却期間	[8.6]	[7.8]	[5.5]	一括	一括	一括
標準偏差	4.13	4.33	3.50	0.00	0.00	0.00
100%	22.31%	10.33%	7.85%	14.46%	0.83%	44.22%

図表 5 退職給付信託設定割合

X	Y	Z	A	B	C
21.9%	18.5%	17.4%	38.0%	8.0%	32.6%

図表 6 退職給付信託設定企業の会計基準変更時差異の償却期間

償却期間	一括	2	3	5	6	7	8	10	13	15
企業数	144	3	10	46	1	2	2	14	1	19
(%)	(59.5)	(1.2)	(4.1)	(19.0)	(0.4)	(0.8)	(0.8)	(5.8)	(0.4)	(7.9)

のうち信託設定を行った企業では、いずれの償却期間も短縮していることが判明した。特に業績が悪い企業(Y)のうち、信託設定が可能であった企業の平均償却期間は7.8年となっており、将来にわたる償却の負担という影響が3年近く軽減される結果となっている。

以上より、退職給付信託を設定した企業の59.5%が会計基準変更時差異の一括費用処理を実行しており、83.8%が会計基準変更時差異を5年以内に償却することを決定していることから、退職給付信託の設定により、日本公認会計士協会の意向であった早期償却が達成したものとみなすことができよう(図表6参照)。

退職給付信託の設定を行った企業が留意すべきこととして次のことが重要である。東洋経済新報社の調査によると、2000年9月末の時点において退職給付信託の設定を行った企業が大株主になった企業数は157社に達したという(東洋経済新報社, 2001, 134頁)。わが国においては、年金資産に関しての具体的な法規制がないため、持株比率が30%を超える企業も存在している。確かに信託設定後も議決権の指示権が母体企業に残される余地があることから、信託設定企業に対し影響力を維持し続けることが可能である。しかしながら、信託財産の買戻しは認められない以上、信託設定企業の株価が下落した場合には、その損失を母体企業は数理計算上の差異により費用処理するとともに¹⁴⁾、年金資産の拡充を

図ることを余儀なくされるであろう。したがって、信託設定に際しては、信託設定する株式の選択も企業の重要な経営行動の一つとなったといえる。退職給付信託の設定を2000年度上期に行った企業は、抛出した資産の時価が信託設定時より下落している場合が推測され、将来的に退職給付信託の追加設定を計画している企業もあろう。注意すべきは、資産の信託への抛出時に、退職給付信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を超過する場合には、当該退職給付信託財産を年金資産に含めることは容認されていないということである¹⁵⁾。この規定は退職給付信託財産の超過分を年金資産に含めないのではなく、退職給付信託財産全額の年金資産への合算を禁止しているものと理解すべきである。

5 結 語

会計基準変更時差異の償却期間の会計処理において、「退職給付会計基準」と「実務指針」を比較するならば、前者は影響分散を容認する規定が設定され、後者は影響を将来的にもち越さない、回避する規定が新たに設定されている。本稿では、2001年3月期決算において、企業はいずれの会計手続の選択をしたかについて調査結果としてまとめ、結果として半数の企業が影響を回避する会計手続選択を行ったことが判明した。また、IAS 19号が要請している5年間を超えない償却期間と比較するならば、わが国における70.3%の企業が

5年以内の償却期間を選択し、IAS 19号に準拠していることになる。

「退職給付会計基準」の適用による影響は、会計基準変更時差異の償却期間の決定に関して、各企業の経営者が業績の良否・将来予測を判断し、会計手続を選択するという自由裁量が与えられたことと関係がある。本稿で検討した東京証券取引所1部上場会社のうちBはビッグバスと関連がある裁量行動であろうし、Zは利益平準化の会計行動とみることができよう。この点に関しては、さらなる検討が必要である。

業績の良くない業種・企業に多くみられた会計基準変更時差異の遅延認識による影響は、今後企業業績に止まらず、企業の再編等実質的には種々の影響を内在していると考えられる。また企業の経営者は退職給付会計に関して、年金資産の運用の成否（受託機関の選別）、確定拠出型年金制度への移行の是非、厚生年金基金の代行返上など重要な意思決定を迫られることになろう。

註

- 1) 「退職給付会計基準」の適用以前に、「意図せざる経済的影響」がもたらされている、という重要な指摘については中野（1999）参照。情報インダクタンスによる情報作成者の行動については、伊藤（1996、505-506頁）参照。なお、FAS 87号がアメリカ企業に及ぼした種々の影響を論じたものとして、次を参照。Norton（1989）、Miller and Redding（1992）。また「退職給付会計基準」適用前に行われた企業の意識調査については、徳賀（1998）参照。
- 2) 契約支援機能および意思決定支援機能におけるブーメラン効果については、須田（2000、第2部）参照。
- 3) 岡部（2002）は退職給付会計に関しての企業の裁量行動について、退職給与引当金、年金資産、遅延認識、退職給付債務の4つの視点から詳細に論じている（58-62頁）参照。
- 4) トヨタ自動車は積極的に企業年金対策に取り組んできた企業例として上げられよう。1996年に当時の奥田社長は厚生年金基金の現状と今後の対策を初めて専務会の議題に掲げたという（日本経済新聞社編、1996、68頁参照）。
- 5) 中野（1997）はSECの開示基準に基づいて連結財務諸表を作成している日本企業（23社）について調査し、証券市場において年金資産、年金債務は企業の資産・負債として評価されていることを検証し、わが国において企業年金会計基準が設定される際には、意思決定有用性の観点から、年金資産、年金債務についての情報開示の必要性を指摘している。桜井（1998）は同じくSEC基準により連結財務諸表を作成している日本企業（24社）のサンプルを用い、注記による年金会計情報が意思決定有用性を有していると判断した。
- 6) 詳細については、Kieso and Weygandt（1989、pp. 1018-1019）、Dyckman, Davis and Dukes（2001、pp. 909-910）参照。なお、アメリカではAPB意見書8号からの移行に伴う差額はすでに償却済の企業もみられるため、Kieso, Weygandt and Warfield（2001、pp. 1160-1161）では、年金以外の退職後給付の箇所での説明がなされている。また、IAS 19号を含め、会計基準変更時差異に関して会計処理の比較を検討したものとしては、今福（2000、110-113頁）参照。
- 7) 日本経済新聞社が上場・店頭企業に対して実施したアンケート調査をもとに、各企業が予定していた会計基準変更時差異の償却期間をまとめるならば、以下ようになる。この調査より、5年以内の償却期間を予定していた経営者は65.7%にも及ぶ一方で、20%を超える企業が10年超にわたって会計基準変更時差異の償却を予定していた。実際に行われた会計基準変更時差異の償却期間の選択（図表3参照）と比較するならば、5年以内の償却期間の選択は658社（70.3%）、10年～15年の償却期間の選択は260社（27.8%）であった。サン

会計基準変更時差異の予定償却期間

一括償却	605社	(43.6%)
2～4年	88社	(6.4%)
5年	218社	(15.7%)
6～9年	17社	(1.2%)
10年	80社	(5.8%)
11～14年	14社	(1.0%)
15年	232社	(16.7%)
その他	133社	(9.6%)
計	1,387社	(100.0%)

日本経済新聞社 (2000, 1878-1887頁)
より筆者作成。

(注) その他には、会計基準変更時差異が 1 億円に満たないか、償却期間を公表していない企業が含まれる。

ブル数が異なっているが、多くの企業が予定していた会計基準変更時差異の償却期間を実際に選択したものとみることができよう。なお、償却期間を短縮した企業例としては、中越パルプ工業 (10 年→5 年)、一括費用処理することに変更した企業例 (括弧内の年数は当初予定していた償却期間) としては、日清食品 (5 年)、北越製紙 (15 年)、コーセー (15 年)、日製産業 (3 年)、京王電鉄 (5 年)、ヤマト運輸 (15 年)、センコー (15 年) がある。ここで、予定償却期間とは「退職給付会計基準」の適用以前に企業が計画していた期間であり、実際に適用した償却期間と同一とは限らない。

- 8) 日本公認会計士協会 (2000 a) の Q 19 に対しての解説を参照。
- 9) 南海電気鉄道 (大阪・名古屋証券取引所上場会社) は「退職給付会計基準」適用の 2 年目にあたる 2002 年 3 月期決算において、会計基準変更時差異の償却期間を 15 年から一括償却に変更した。第 85 期有価証券報告書「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」退職給付引当金において、変更理由は次のように記述されているが、果たして日本公認会計士協会 (2000 a) が指摘する大量退

職事由に該当するかが問題となるところである。

「この変更は、当連結会計年度に入り日本経済のさらなる悪化、地価の下落、鉄道輸送人員の減少等経営環境の著しい変化が生じたため、従来の経営計画の抜本的な見直しを行って、新たな経営計画を決定するとともに、一層の所要員の合理化に伴う退職等により大幅に人員が減少したため、収益・費用の期間対応関係の合理性及び退職給付会計の健全性並びに財務内容の明瞭性を高めるために行ったものであります。」

- 10) アメリカでは FAS 87 号が適用された際、89 社の年金基金が積立超過の状況にあったという (今福, 1996, 50 頁)。
- 11) 「実務指針」においても設例による解説、設例 2 において費用減額について説明がなされている (日本公認会計士協会, 1999)。
- 12) 年金制度の清算に関する議論は五十嵐 (2002) に詳しい。
- 13) 「退職給付会計基準」の設定において開催された 13 回にわたる企業会計審議会の企業年金部会 (平成 9 年 2 月～平成 10 年 5 月) では、退職給付信託の設定に関する議論はほとんどなされておらず、そのような背景から「退職給付会計基準」では、年金資産に限定して述べるならば、年金資産の定義とその評価、退職給付債務との相殺について規定されるに止まっている。
- 14) 日本公認会計士協会 (2001) の Q 4 では、退職給付信託に拠出した資産の時価が拠出時に比べ下落した際の会計処理方法についての質問に対し、回答が示されている。
- 15) 日本公認会計士協会 (1999), 第 7 項, なお書き参照。

参考文献

- 五十嵐則夫 (2002) 「年金会計における「遅延認識」の論理とその損益認識について」『企業会計』第 54 巻第 5 号, 81-90 頁。
- 伊藤邦雄 (1996) 『会計制度のダイナミズム』岩波書店, 505-506 頁。

退職給付会計と企業行動

- 今福愛志(1996)『企業年金会計の国際比較』中央経済社, 50頁。
- 今福愛志(2000)『年金の会計学』新世社, 110-113頁。
- 岡部孝好(2002)「退職給付会計基準の適用における裁量行動の類型」『国民経済雑誌』第185巻第4号, 51-66頁。
- 桜井久勝(1998)「意思決定——有用性とディスクロージャー: 企業年金会計情報を中心に」『企業会計』第50巻第1号, 59-65頁。
- 須田一幸(2000)『財務会計の機能——理論と実証』白桃書房, 213-489頁。
- 東洋経済新報社(2001)『週刊東洋経済』1月13日, 134頁。
- 徳賀芳弘(1998)「年金会計について(質問24~26)」松尾聿正編「会計の国際化に向けた企業の対応(2) 回答結果の分析」『企業会計』第50巻第6号, 117-118頁。
- 中野 誠(1997)「年金資産・年金負債に対するわが国資本市場の評価」『會計』第152巻第5号, 65-80頁。
- 中野 誠(1999)「企業年金会計基準の経済的影響論——行動誘発型会計基準のケース」『企業会計』第51巻第10号, 54-60頁。
- 日本経済新聞社編(1996)『年金の誤算——企業を脅かす巨大債務の危機——』日本経済新聞社, 68-69頁。
- 日本経済新聞社(2000)『日経会社情報』2000—III夏号, 1878-1887頁。
- 日本公認会計士協会(1999)「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」会計制度委員会報告第13号。
- 日本公認会計士協会(2000a)「退職給付会計に関するQ&A」会計制度委員会。
- 日本公認会計士協会(2000b)「退職給付会計に係る会計基準変更時差異の取扱い」リサーチ・センター審理情報 No. 13。
- 日本公認会計士協会(2001)「退職給付信託について」リサーチ・センター審理情報 No. 16。
- Dyckman, T. R., C. J. Davis and R. E. Dukes, (2001) *Intermediate Accounting*, Vol. II, Fifth edition, Irwin/McGraw-Hill, pp. 909-910.
- Financial Accounting Standards Board, (1985) Statement of Financial Accounting Standards No. 87, Employers' Accounting for Pensions, par77.
- Kieso, D. E. and J. J. Weygandt, (1989) *Intermediate Accounting*, Sixth edition, John Wiley & Sons, Inc, pp. 1018-1019.
- Kieso, D. E., J. J. Weygandt and T. D. Warfield, (2001) *Intermediate Accounting*, Tenth edition, John Wiley & Sons, Inc, pp. 1160-1161.
- Miller, Paul B. W. and R. J. Redding, (1992) "Measuring the Effects of Political Compromise on Employers' Accounting for Defined Benefit Pensions," *Accounting Horizons* (March), pp. 42-61.
- Norton, C., (1989) "Transition to New Accounting Rules: The Case of FAS 87," *Accounting Horizons* (December), pp. 40-48.
- (名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程)